

重 要 事 項 説 明 書 (居宅介護支援)

あなたに対する介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 開設者概要

開設者の名称	医療法人 緑会
開設者の所在地	徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜99番地
法人種別	医療法人
代表者名	理事長 小川 哲也
電話番号	088-686-2322

2. 利用事業所

利用事業所の名称	あい愛介護相談室
指定番号	3610210100
指定年月日	平成12年3月17日
管理者	黒田 玲子
所在地	鳴門市撫養町斎田字北浜95番地
営業日	月曜日～土曜日(国民の祝日・年末年始を除く)
営業時間	午前9時～午後5時
電話番号	営業時間内 088-686-6233 営業時間外(ご利用開始時にお知らせする携帯電話で、 担当ケアマネに24時間連絡がとれます。)
FAX番号	088-686-6356

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	在宅生活の支援
運営の方針	ご利用者おひとり毎に異なる今までの生活を大切にし、安心して、 在宅での生活が続けられるよう、きめ細やかな相談に応じます。 ご利用者のサービス事業者選択への支援を行うにあたっては、ご利用者やご家族の希望、必要性を考慮し、公正、中立に、事業所を選定または推薦します。特定の事業者・法人への利益誘導などは、行いません。

4. 職員の職種、員数、勤務の体制、職務の内容

従業者の職種	員数	常 勤		非常勤	職務の内容
		専 徒	兼 務		
管理者	1名		1名		・事業所の従業者の管理 ・利用の申し込みに係る調整 ・業務の管理
介護支援専門員	4名以上	3名以上	1名以上	1名以上	・居宅サービス計画の作成、変更 ・居宅サービス計画に基づくサービス提供に係る連絡調整

5. 居宅介護支援サービスの概要

種類	内容	提供方法
要介護認定の申請代行	介護保険の新規・更新・区分変更・転入	ご家族に代行し、保険者となる鳴門市の長寿介護課へ提出します
サービス計画の立案	ケアプラン作成 福祉用具購入の申請 住宅改修の申請	ご家庭へ訪問や相談室にてご利用者やご家族と相談します 利用者やご家族が複数の事業所の紹介を求めることがやケアプランに位置付けた事業所の選定理由を求めることが可能であることを説明します 課題分析の手順については契約書の第5条、6条、7条に記載しております
連絡調整	要介護度、ご家族の介護力の変化に応じてケアプランを変更します	各事業所へ提供票の差し替えを行います

6. 通常の事業の実施地域 鳴門市

7. 利用料 無料

8. 緊急時の対応方法

緊急時には、ご利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また、速やかにご利用者の緊急連絡先に連絡し、対応をご相談いたします。

9. 事業計画やサービス提供記録等の閲覧

ご利用者およびそのご家族のうち希望される方には、事業計画やご利用者本人のサービス提供記録等の閲覧を許可しています。ご希望の方は、閲覧希望届けに必要な事項を記入し、職員までお申し込みください。

10. 苦情申立窓口

あい愛介護相談室 担当者 黒田 玲子	利用時間 月～土 午前9時～午後5時 利用方法 電話 088-686-6233 FAX 088-686-6356
鳴門市長寿介護課	利用時間 平日 午前9時～午後5時 利用方法 電話 088-684-1175 FAX 088-684-1321
徳島県 国民健康保険団体連合会 介護保険課	利用時間 平日 午前9時～午後5時 利用方法 電話 088-666-0117 FAX 088-666-0228

11. 秘密保持

事業所および事業所の使用者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務はご利用終了後も同様です。

12. 感染症対策についての事項

事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(Web会議等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

13. 虐待防止についての事項

事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止の為、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止の対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備します。
 - (3) 従業員に対し虐待防止のための研修を定期的に実施します。
 - (4) 責任者、担当者を置き、適切に防止のために必要な措置を講じます。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

14. 身体的拘束等に関する事項

事業所は、身体的拘束等の適正化のため次の措置を講じます。

- (1) 事業所における身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(Web会議等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における身体的拘束等の適正化のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15. ハラスメント対策

事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じます。

16. 業務継続計画 BCP の策定に関する事項

事業所は、感染症や非常災害発生時において、利用者に対する居宅介護支援を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

17. 個人情報の利用

- (1) 当事業所で得た個人情報については、これを厳重に管理すると共に保存の必要性がなくなった時点での、これを速やかにかつ適正に処分します。
- (2) 当事業所で得た個人情報は下記目的に限って使用します。
- 1) 居宅介護支援業務および介護予防支援業務の遂行
 - 2) サービス担当者会議での情報共有
 - 3) 各サービス担当者および主治医との情報共有
 - 4) 当事業所内でのカンファレンス、ミーティング
 - 5) 事業所から利用者の服薬状況、口腔情報等の提供を受けた際に、医師、歯科医師、薬剤師への情報提供
 - 6) 関連学会、研修会などの匿名下での発表
 - 7) その他官公庁等の法律法令上の照会時
- (3) なお、ご本人に生命の危機等 重大な危険が迫っている場合等はこの限りではありません。(緊急時の病院への情報伝達など)
- (4) 利用目的が変更される場合は、事前に変更事由を説明し、変更届に同意をいただいた上で、利用変更をします。

18. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご家族、関係諸機関等への連絡を行う等必要な措置を講じます。

令和 年 月 日

(乙) 当事業所は、甲に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲に対して、この重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明しました。

(乙)居宅サービス事業所

所在 地 徳島県鳴門市撫養町斎田字北浜95番地
事業所名 あい愛介護相談室 印

説明者氏名 _____

(甲) 私は、重要事項説明書に基づいて、乙から重要事項の説明を受け、理解し、同意します。

個人情報の取り扱いの説明を受け、理解し、同意します。

(甲)利用者

住 所 徳島県鳴門市 _____

氏 名 _____

(甲)利用者家族の代表 (続柄 利用者の)

住 所 _____

(利用者と同じときは、同上とご記入ください)

氏 名 _____